

松戸市自転車駐車場附置義務条例の 改正について

街づくり部交通政策課

1. 現行条例の概要 (昭和58年施行)

- 放置自転車対策の一環として、大量の駐輪需要が想定される施設の新築(増築)時に自転車駐車場の設置を課すもの。
- 指定区域（第2条）：商業地域及び近隣商業地域
- 対象施設（第3条）：指定区域内において、下記表に記載の**施設を新築(増築)**しようとする場合。

施設の用途	施設の規模	駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他の店舗	店舗面積が400平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積20平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
銀行その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積25平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積15平方メートルごとに1台(1台に満たない端数は、切り捨てる。)

※既存建築物への新規入居は対象外とする。

2. 条例改正の背景

「松戸市自転車駐車場運用基本計画」に基づき、**実態に見合った附置義務対象用途・基準への見直し**を行うもの。

(1) 駐輪場設置の必要性

自転車需要の多い駅周辺では、駐輪場用地の確保が困難となっている。

駅周辺で自転車利用の多い施設が新設（増築）される場合、当該施設で自ら駐輪場を確保していく必要がある。

(2) 現行の附置義務条例の課題

近年、駅周辺における現行条例の指定区域外でも大量の駐輪需要が想定される様々な施設が建設されている。

(3) 自転車利用の実態との乖離

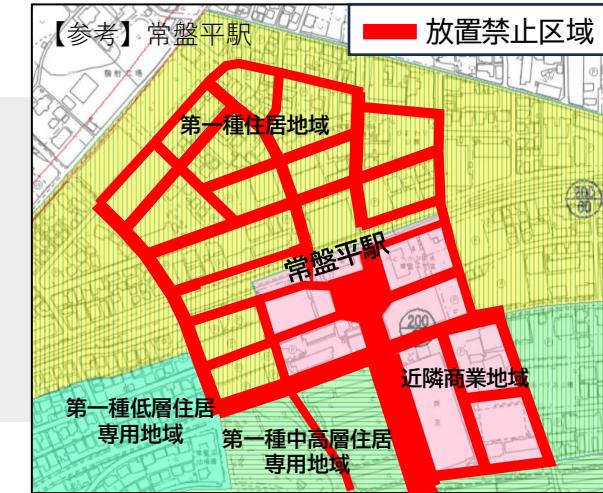
日常的に利用が多い飲食店・学習塾・スポーツ施設・医療機関などの施設で自転車の駐輪需要が高く、これら施設周辺の路上等に放置自転車が見受けられる。

3. 条例改正内容

(1) 指定区域の見直し

商業地域及び近隣商業地域に加え、放置禁止区域に隣接する敷地を追加

- ・現行条例では、駅周辺であっても附置義務条例の対象外の区域があるため
例) 常盤平駅北口、松戸新田駅、元山駅など



(2) 対象施設用途の拡大

飲食店・学習支援施設・医療機関・スポーツ施設を追加

【実態】市内で放置自転車が多く散見される施設用途

- | | |
|---------|---|
| ・飲食店 | 短時間利用が多く、数分なら道に置いてもいいだろうと思われやすく、放置されている。 |
| ・学習支援施設 | 中高生向けの学習塾では自転車の利用率が極めて高く、建物周辺の歩道等に放置されている。 |
| ・医療機関 | 診察や会計待ちで回転率が悪く、また付き添いの方も駐輪することもあり、十分な台数確保が出来ていない。 |
| ・スポーツ施設 | スポーツジム等では、利用者数に対し駐輪スペースが足りず、特に夕方や休日のピーク時間に敷地外に放置。 |

(3) 附置義務台数の算定基準の見直し

対象規模を施設面積400平方メートル超から300平方メートル超へ引き下げ

- ・現行では附置義務の対象外となる400平方メートル以下の小売店舗等においても放置自転車が散見されているため

4. 条例改正内容（一覧）

【指定区域】

商業地域・近隣商業地域・**放置禁止区域（追加）**に隣接する敷地

【対象施設】

新築分及び増築分の面積が、該当の施設面積を超える場合に適用します。

(上段) 対象となる施設規模
(下段) 附置義務台数の算定基準

施設の用途	(改正前)	(改正後)
百貨店・スーパーマーケット・小売店舗	店舗面積400m ² を超えるもの	施設面積300m ² を超えるもの
	20m ² に1台	15m ² に1台
銀行その他の金融機関	店舗面積500m ² を超えるもの	施設面積500m ² を超えるもの
	25m ² に1台	25m ² に1台
遊技場	店舗面積300m ² を超えるもの	施設面積300m ² を超えるもの
	15m ² に1台	15m ² に1台
飲食店（追加）	—	施設面積300m ² を超えるもの
		15m ² に1台
学習支援施設（追加）	—	施設面積300m ² を超えるもの
		15m ² に1台
医療機関（追加）	—	施設面積300m ² を超えるもの
		15m ² に1台
スポーツ施設（追加）	—	施設面積300m ² を超えるもの
		15m ² に1台